

第1章 寄附行為

○学校法人吉備学園寄附行為

(昭和25年12月27日 制定)

改正

昭和48年 4月 1日	平成 2年12月21日
平成 5年 4月15日	平成 5年10月18日
平成 6年 8月 9日	平成 7年 3月30日
平成 7年 5月29日	平成 7年12月11日
平成 8年11月18日	平成12年12月18日
平成13年 8月28日	平成15年 5月30日
平成15年 8月 1日	平成16年 3月24日
平成17年 3月28日	平成17年 5月30日
平成19年 3月26日	平成21年 3月30日
平成21年 5月26日	平成23年 3月28日
平成23年 5月27日	平成24年 3月27日
平成25年 3月29日	平成28年 3月25日
平成29年 3月28日	令和 元年11月15日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人吉備学園と称する。

(法人の由来)

第2条 学校法人吉備学園（以下「法人」という。）は、岡山県上道郡上道町北方1481番地井尻艶太の生前の処分による寄附行為により設立された財団法人岡山県吉備商業学校（現在、財団法人吉備商工学校以下「旧法人」という。）が私立学校法施行規則附則第2項の規定に基づき組織変更をなしたものである。

(事務所の所在地)

第3条 この法人は、事務所を岡山市北区津島京町2丁目10番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校名

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い大学教育並びに高等学校の普通教育及び職業教育、専門学校教育として実務、実践教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため次の各号に定める学校を設置する。

- (1) 岡山商科大学 大学院 商学研究科
法学研究科
経済学研究科
経営学部 経営学科
商学科

法 学 部 法 学 科
経 済 学 部 経 済 学 科

- (2) 岡山商科大学附属高等学校 全日制課程
総合学科
自動車科

- (3) 岡山商科大学専門学校

2 この法人は、前条の目的を達成するため必要な一切の施設を設置することができる。
(収益事業)

第5条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産貸付業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の各号に定める定数の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内

- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち1名を副理事長とすることができるものとし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

4 理事(理事長を除く。)のうち1名を専務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも、同様とする。

5 理事(理事長を除く。)のうち1名を事業理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。事業理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号の定めるところにより就任する。

- (1) この法人の設置する学校の長の中から互選で定められた者1名以上3名以内

- (2) この法人の設立者又はその縁故者のうちから理事会において選任された者1名

- (3) 法人設立前の学校、旧法人の設置した学校並びにこの法人の設置する学校の卒業生であって、この法人の評議員の職にある者の中から1名又は2名で評議員会が推薦した者

- (4) この法人に関係ある学識経験者で理事会において過半数以上をもって選任した者2名以上4名以内

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 理事の任期は4年、監事の任期は3年とし、何れも再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務（理事長、副理事長、専務理事及び事業理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員解任及び退任）

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。
- (5) 第7条第1項第1号及び第3号の理事が学校長又は評議員の職を退いたとき。

（理事長の職務）

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（副理事長の職務）

第11条の2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

（専務理事の職務）

第12条 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（事業理事の職務）

第12条の2 事業理事は、第5条の2に掲げる収益事業に関する業務を掌理し、その業務について、この法人を代表する。

（理事長の代理事務取扱）

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（理事の代表権の制限）

第14条 理事長以外の理事は、すべて理事長の授権のない限り、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（監事の職務）

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があると認めるときは、理事会及び評議員会に報告し、適切な対応がなされないときは、これを所轄庁に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が随時これを招集する。ただし、理事長は理事の過半数から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあったときから2週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 8 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第17条 次の各号に掲げる事項については、理事の3分の2以上の議決を得なければな

らない。

- (1) 寄附行為の変更に関する事項
- (2) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げた事由による解散
- (3) 残余財産の処分に関する事項
- (4) その他法令に定める事項

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、これを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第19条 評議員は理事会の決議により選任し、理事長がこれを委嘱する。

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。）のうちから4名以上7名以内
- (2) 法人設立前の学校、旧法人の設置した学校及びこの法人が設置する学校を卒業又は在学した者で年齢25歳以上の者のうちから5名以上10名以内
- (3) 旧法人及びこの法人に関係ある学識経験者のうちから2名以上6名以内

(評議員会)

第21条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、11名以上23名以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから、評議員会において選任する。

6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

8 評議員会の議長の承認により、理事長以外の理事もその会議に出席し意見を述べることができる。

9 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開くことができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 1 2 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 1 3 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の会期)

第23条 評議員会の会期は、定例及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年3月及び5月にこれを招集する。
- 3 臨時会は、臨時に必要あるとき又は私立学校法第41条第5項の規定による場合はこれを招集する。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該年度の収入をもって償還する借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 私立学校法第50条第1項、第3項及び第4項に掲げる事由による解散
- (8) 残余財産の処分に関する事項
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) その他学校法人の業務に関する重要事項

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第20条第1号により選任された者は、その職務を離れたときは評議員の資格を失うものとする。
- 3 補欠により就任した評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 4 評議員は任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。

(3) 死亡。

(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第5章 資産及び会計

(資産の種類)

第28条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人の設立のときにおいて旧法人から承継した別紙財産目録記載の財産
- (2) 授業料，入学料及び試験料
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 収益事業から生じる剰余金
- (5) 寄附金
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産，運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産，運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第30条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第31条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくはゆうちょ銀行の定額預金として理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業遂行に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実，授業料収入，入学料収入，試験料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計及び収益事業に関する会計に区分するも

のとする。

3 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰越すものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告しなければならない。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

5 理事長において決算を報告する場合には監事の意見を添えなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を法人事務局に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をし

たとき 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録, 貸借対照表, 収支計算書, 事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準
(役員報酬)

第40条 役員に対して, 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 解散

第41条 この法人は, 私立学校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる事由によるほか, 評議員会の議を経て理事の3分の2以上の同意によって解散する。

- 2 前項の事由による解散は, 文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 目的たる事業の成功の不能による解散は, 理事の3分の2以上の同意がなければならない。

- 4 前項の事由による解散は, 文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。
(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は, 他の学校法人又はその他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから理事の3分の2以上の同意によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは, 理事の3分の2以上の同意がなければならない。

- 2 合併は, 文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは, 第17条及び第24条によりこれを決定し, 文部科学大臣の認可を受けるものとする。

第8章 補則

(責任の免除)

第45条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は, 職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく, その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には, 役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第46条 理事(理事長, 業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は, 当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは, 金20万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行

理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、法律の定める場合を除いてはこの法人の設置する学校の掲示板に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付)

第48条 この法人は、第38条の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に法人事務局に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(規定の疑義及び細目)

第49条 この寄附行為施行に当って規定に関する疑義及び細目は理事会においてこれを定める。

附 則

- 1 この法人は旧法人からその権利義務一切を承諾する。
- 2 この法人が旧法人の組織変更により発足する際の役員及び評議員は旧法人の理事会において選定する。

役員 of 住所氏名

寄附行為第8条によるもの 上道郡浮田村大字北方
理事長 井 尻 艶 太

寄附行為第11条2号によるもの 上道郡浮田村大字北方
理 事 井 尻 裕

寄附行為第11条3号によるもの 児島郡灘崎町彦崎
理 事 若 林 恭 明

寄附行為第11条4号によるもの 岡山市上伊福333
理 事 實 近 貫志郎

寄附行為第11条5号によるもの 岡山市橋本町42
理 事 松 山 房 吉

寄附行為第15条によるもの 上道郡角山村大字竹原
監 事 根 岸 三十四

寄附行為第15条によるもの 上道郡富山村大字海吉
監 事 小 西 敏 夫

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日（平成5年4月15日）から施行する。

附 則

平成5年10月18日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日（平成7年3月16日）から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日（平成7年11月10日）から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日（平成8年12月19日）から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日（平成8年12月20日）から施行する。

附 則

この改正は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

附 則

平成13年3月9日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成13年10月31日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は平成14年4月1日から施行する。

附 則

平成15年11月26日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は平成16年4月1日から施行する。

附 則

平成16年3月24日理事会議決のこの寄附行為は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年8月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

（岡山商科大学商学部の存続に関する経過措置）

岡山商科大学商学部は、改正後の寄附行為第5条の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学部にて在学する者が当該学部にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年9月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年5月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年7月25日）から施行する。

附 則

平成30年1月23日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

令和2年2月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。